

政治は私たちの『声』で変えることができます！

検 察庁法改正案見送り 「#検察庁法改正案に抗議します」大きなうねりに

「内閣や法務大臣が認めれば定年を最長で3年まで延長できる」という部分が争点となりました。野党側は東京高検・黒川検事長の定年延長は、「法解釈の変更による不当な黒川検事長の定年延長を法改正によって、後付けで正当化しようとしている」「時の政権が恣意的に人事を行うことも可能になり、検察の独立性や三権分立の崩壊につながる」と、強く抵抗しました。

- 定年延長を判断する際の基準を法案審議の段階で明確にするべきです。
- 今は、新型コロナウイルス対策に万全を期すべき時です。



キーワードは『検察の独立』

政府が検察を支配するとすると、検察は政府の犯罪を挙げられなくなり政府は、政府の犯罪を立件しないように検察を支配するからです。

G oToキャンペーン 1兆7千億円は必要でしょうか!!

今、大切なこと

- 秋からの新型コロナウイルス第二波への備えとして医療資材確保、経営悪化見込み医療機関への救済、PCR検査拡充
- 学童保育、保育園、教育現場への人的支援・給与補償

給 付金手続き受託の不透明さを、徹底追及!!

- 持続化給付金手続き委託で幽霊会社(一社)サービスデザイン推進協議会が受託し、20億円中抜き状態、更に超大手広告代理店に再委託という税金の使い方に不公正の疑いがあります。立憲野党はどさくさ紛れのお友達政治に国民の税を遣うことを容認するわけにはいきません。

予 備費に10兆円!!

- 二次補正予算およそ32兆円のうち、10兆円が予備費という財政民主主義を否定する予算立ては政権の暴挙です。

私たち立憲野党は十分とは言えない補償に充てること、説明なしの巨額の予備費を追及しました。



皆さまの声をつなぐ力になります！

不織布やポリ素材での防護ガウンを作成！



医療・介護・保育の現場で不足するガウン等の資材調査
ご提供くださる方と必要とされている方をつなぐお手伝いをさせていただきます。

立憲野党と市民連合街宣



市民の声が強行採決を止める力となりました
不偏不党の検察人事に政治権力が介入することは三権分立の崩壊になります。

私たちもお手伝いします

泉 区 宮城県議会議員 小畑 しみ子 仙台市泉区長命ヶ丘6-9-14 TEL.090-6620-8331	若林区 宮城県議会議員 三浦 ななみ 仙台市若林区弓ノ町51-2-101 TEL.050-3187-9127	若林区 仙台市議会議員 鈴木 すみえ 仙台市若林区三百人町96-2 TEL.022-797-0331	泉 区 仙台市議会議員 細野 たかし 仙台市泉区加茂5-33-1-101 TEL.022-779-7561	宮城野区 仙台市議会議員 山下 純 仙台市宮城野区幸町3-4-20-208 TEL.090-4557-6466
--	--	--	---	---

熱中症対策のため、マスクは適宜無理せず水分補給もお忘れずに！

新型コロナ肺炎 対策情報 Vol.2

号外
2020.6

立憲民主編集部
〒102-0093
東京都千代田区平河町
2-12-4 ふじビル3F
Tel. 03-6811-2301
Fax. 03-6811-2302
goiken@cdp-japan
http://cdp-japan.jp/

立憲民主
The Constitutional
Democratic Press
りっけん

あなたの街の相談員として お手伝いします！

国の第2次補正予算案が決まりました。

私たち立憲民主党は野党共同で、1次補正予算で救済できていない項目を要求し予算に反映することができました。

今回の機関紙では、改善された制度などをお知らせします。



立憲民主党 宮城県第2区
(泉区・宮城野区・若林区)

総支部長

鎌田 さゆり

〒981-3133
仙台市泉区泉中央1丁目34-6 アルファトムビル2A
TEL.022-771-5022
FAX.022-771-5023

最新情報はコチラ 鎌田 さゆり 検索

<https://kamatasayuri.jp>

皆さまのお声

要請行動

予算制度への反映



第2次補正予算に反映され、改善された制度



生活者向け お金をもらう《給付金》

暮らし 特別定額給付金

国民一人あたり・非課税

10万円 給付

相談窓口

各市町村の担当窓口

特別定額給付金コールセンター 0120-260-020

教育 学生支援緊急給付金

アルバイト収入が減少した学生
1人につき **10万円** 給付

住民税非課税世帯学生は20万円

対象: 国公立や大学院、短大、高等専門学校、専門学校の学生他、留学生、日本語教育機関の学生

相談窓口

日本学生支援機構 0570-666-301/各学校窓口

暮らし 休業者支援金

対象期間
4月1日～9月30日

従業員を休ませた中小企業が雇用調整助成金を利用せず休業手当を払わない場合、国が賃金の8割を直接給付する。正規・非正規を問わず中小企業で働くすべての労働者が対象。

賃金の8割

月額上限33万円給付

相談窓口

各地域のハローワーク

住まい 住居確保給付金

2次補正



原則 **3ヶ月** (最長9ヵ月)
※世帯人数や月収、自治体基準あり

相談窓口

問い合わせコールセンター

0120-235-572

子育て 児童手当上乗せ

2次補正

子ども1人につき **1万円** 給付

児童扶養手当を受給しているひとり親世帯に
最低5万円の一時金を給付

相談窓口

各市町村の児童手当担当

子育て ひとり親世帯臨時特別給付金

2次補正

児童扶養手当受給世帯
1世帯 **5万円** 第2子以降1人につき **3万円**

収入が大きく減少している場合 1世帯 **5万円**

相談窓口

内閣府臨時特別給付金コールセンター0120-271-381



事業者向け お金をもらう《給付金》

持続化給付金 (返済不要)

《雑所得・給与所得等で確定申告をしたフリーランスを救済!!》

法人の場合

200万円 以内

個人事業者

100万円 以内
※法人化していないフリーランス含む
※昨年1年間の売上からの減少分を上限

2次補正

相談窓口

持続化給付金事業コールセンター
0120-115-570 (8:30～19:00 (毎日))

家賃支援給付金

売上減少による
店舗家賃負担を軽減

2次補正

中堅・中小企業

上限 **100万円**
(家賃の2/3・1/3) × 半年間

個人事業主

上限 **50万円**
(家賃の2/3・1/3) × 半年間

相談窓口

経済産業省 (準備中)

雇用調整助成金

雇用調整助成金特例措置

8,330円 上限から引上げ

従業員1人1日につき **15,000円** × 休暇取得日数

相談窓口

・雇用調整助成金コールセンター
0120-60-3999 (毎日8:30～21:00)
・宮城県労働局 022-299-8844 (平日8:30～17:15)

小学校休校対応助成金

(休暇取得支援)

従業員1人1日につき

15,000円 × 休暇取得日数

相談窓口

学校等休業助成金・支援金コールセンター 0120-60-3999 (毎日9:00～21:00)

小学校休業等支援金

こどもの世話で仕事ができない(フリーランス向け)

臨時休校など就業できなかった日

1日 **7,500円** × 働けなかった日数

小規模商工業者持続化補助金・農村漁業者経営継続補助金

2次補正

上限 **150万円** 補助

経営計画の提出条件(ナイトクラブ・ライブハウス等は最大200万円)
相談窓口/各商工会議所・商工会(持続化補助金)、
農水省経営生活課(経営継続補助金) 03-6744-0576

2次補正

文化・芸術・スポーツ活動の継続支援

最大 **150万円** 支給

影響を受けた文化・芸術・スポーツ関係者や団体
フリーランス個人や小規模事業者に支給
※活動継続、公演練習準備、感染防止策など
相談窓口/文部科学省文化庁参事官・文部科学省スポーツ庁参事官(準備中)

お金を借りる《貸付金》

緊急小口資金 (無利子・保証不要・1年措置・2年返済)

貸付上限10万円 (特例の場合20万円)

相談窓口/コールセンター 0120-46-1999・各市町村の社会福祉協議会

総合支援資金 (無利子・保証不要・1年措置・10年返済)

2名以上世帯
貸付上限(月20万円)

単身世帯
貸付上限(月15万円)

相談窓口/個人向け緊急小口資金・総合支援資金相談コールセンター0120-46-1999

※生活者向け猶予延長に関してはお問い合わせください。

《持続化給付金》電子申請が困難な人を手助けする「申請サポート会場」設置

右記予約窓口での事前電話予約が必要です。

仙台会場① 仙台市青葉区本町3-6-17 勾当台本町ビル5階フロア

仙台会場② 仙台市泉区泉中央1-23-6 トラストセンタービル1F特設会場

電話予約窓口

(自動音声) 0120-835-130 (24時間予約可能)

(オペレーター対応) 0570-077-866 (9時～18時)

宮城県・仙台市 新型コロナ相談窓口 022-211-3883 / 022-211-2882 (24時間受け付け)

NEW お金を借りる《貸付金》 売上が前年度比5%以上減少の場合

新型コロナウイルス感染症特別貸付

融資限度額 **別枠6億円** (中小企業) **別枠8,000万円** (国民事業)

相談窓口/日本政策金融公庫・事業者資金相談ダイヤル 0120-154-505 (平日) 0120-112-476 (土日祝) 9:00～17:00

新型コロナウイルス感染症特別貸付 (生活衛生事業者向け)

融資限度額 **別枠8,000万円**

商工中金・危機対応融資

融資限度額 **別枠6億円**

相談窓口/商工組合中央金庫 0120-542-711 (毎日) 9:00～17:00

新型コロナウイルス対策マル経融資

融資限度額 **別枠1,000万円**

相談窓口/日本政策金融公庫の支店またはお近くの商工会・商工会議所

猶予延長

法人税・消費税・固定資産税・都市計画税 1年間の納税猶予(延滞税免除) 固定資産税・都市計画税の減免措置等
相談窓口/各地域の税務署または各市区町村窓口・固定資産税の軽減相談窓口 0570-077-322 (平日) 8:30～17:00

健康保険・厚生年金保険等の猶予 1年間の納税猶予(延滞税免除)
相談窓口/最寄りの年金事務所